

社会保険の相談は東京土建へ！

今、国は、建設産業の発展と後継者育成を目的として、社会保険[健康保険、厚生年金、労災・雇用保険の3保険]加入を促進し、未加入者への指導を強めています。

社会保険加入は、建設労働者の労働条件改善につながり、法令遵守という観点からもすすめるべきではありません。そこで、私たち東京土建では、随時、社会保険のご相談を受けつけています。

「東京土建国保＋厚生年金」は **国土交通省が認めています** 「協会けんぽ＋厚生年金」と同等です

法人または常時5人以上の従業員がいる個人事業所について、一定の要件と手続きを満たせば、「健康保険適用除外承認」を受けて「東京土建国保＋厚生年金」加入ができます。

この場合、改めて協会けんぽに入り直す必要はありません(国土交通省平成24年7月30日通知)

上位業者等から「協会けんぽでないとダメ」と言われた、などの実態があれば東京土建へお知らせ下さい。

標準見積書で 法定福利費を確保しよう

社会保険の加入を進めるには、財源として、法定福利費(社会保険料の事業主負担分)の確保と賃金・単価の引き上げが欠かせません。

東京土建では、法定福利費を別枠明示した「標準見積書」の活用で、法定福利費の請求要求運動をすすめています。

- 社会保険未加入問題
- 「健康保険適用除外」の承認の要件
- 法定福利費の別枠確保
- 標準見積書の活用

…などご相談は東京土建へ！



【問合せ・ご相談先】

「人が育つ明るい建設産業」を目指す

東京土建一般労働組合 江戸川支部

〒132-0022 東京都江戸川区大杉 2-12-10

電話:03-3655-6448 FAX:03-3656-0959